

第2節 身近な自然環境の保全

1 里地里山の保全および活用

(1) 里山の保全と活用【県産材活用課】

近年の自然保護活動等の高まりから、里山等における市民参加型の森林整備や自然体験活動を積極的に実施し、身近な自然として一般市民に森林や自然の大切さを訴え、豊かな県土と人間社会の形成を図っていくことが重要となっています。

このため、平成15年度に市民参加型の里山の森林づくり推進事業を立ち上げ、県内7箇所のモデル地域を設定し、里山林整備計画を作成しました。

平成16年度からは、この計画に沿った森林整備や自然体験が進められています。

里山林等の保全と活用は、森林ボランティア等の市民による積極的な活動が必要であり、今後も市民や企業等との協働による森林整備を積極的に推進していきます。

(2) 農村の整備【農林水産振興課】

ふるさと水と土ふれあい事業

里地里山では、過疎化や高齢化の進行等により、耕作放棄地が増加するとともに、土地改良施設等

の維持管理が粗放化し、その多面的機能の低下が懸念されています。

このため、里地里山において、多様な地域条件に即した簡易な生産基盤整備や、土地改良施設等の維持管理活動を地域ぐるみで実施していくために必要な施設整備等を行い、里地里山や土地改良施設等の多面的機能の良好な発揮や豊かな自然環境の保全・再生を進めています。

中山間地域総合整備事業

里地里山は、社会的資本整備が平地部に比べ遅れています。この現状を脱却し、活力ある地域社会づくりを進めるため、農業生産基盤および農村生活環境基盤の整備を通じて、特色ある農業と活力ある農村づくりを促進するとともに、併せて地域における定住の促進、国土・環境の保全を進めています。

2 都市の緑の保全と整備

(1) 都市公園【都市整備課】

都市公園は、良好な風致・景観を備えた地域環境を形成し、自然とのふれあいを通じて、住民やまちにうらおいを与える施設です。さらに、スポーツ・レクリエーションの場の提供、公害発生の緩和、災害時における被害の軽減、避難・救援活動の場などの機能を有する都市の骨格をなす根幹的施設でもあります。

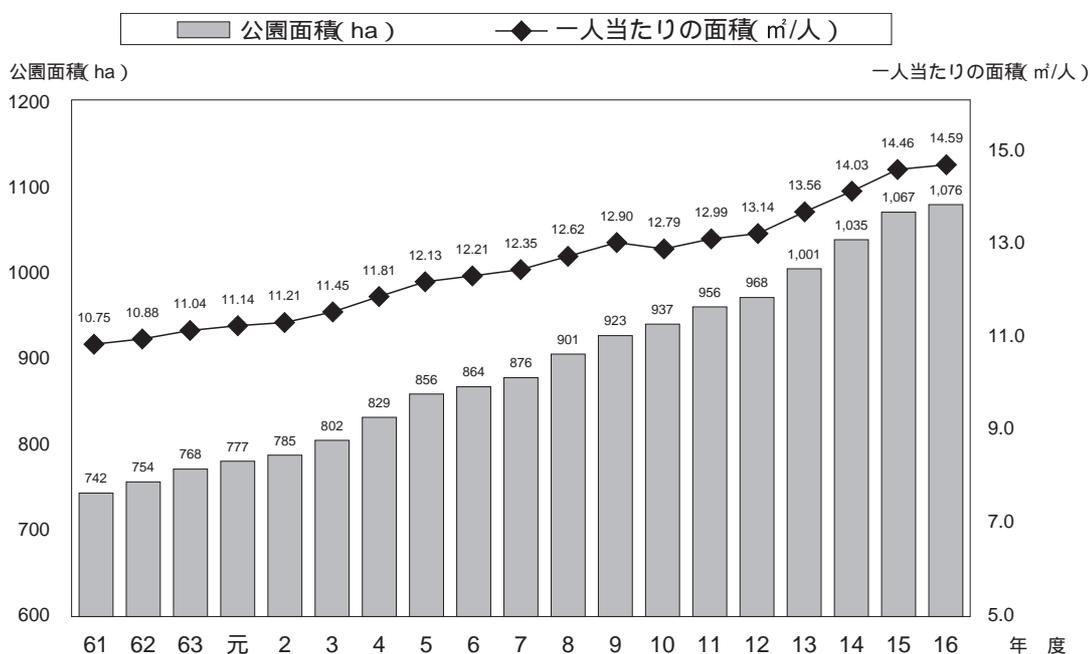
本県の都市公園は、主要都市部における戦災・震災を契機に街区公園等の整備が進み、その後、土地区画整理事業に伴う住区基幹公園の整備、さらに、総合公園・運動公園等の都市基幹公園の整備を積極的に進めてきました。また、地域的な均衡を図るため、県内4地域において広域的な拠点となる県営公園の整備を進めており、現在「若狭総合公園」、「奥越ふれあい公園」および「トリムパークかなづ」の3公園が全面供用されています。丹南地域においても、地域の拠点となる公園を武生市吉野地区愛宕山周辺に計画しています。

本県における都市公園整備状況は、平成17年3月末現在、18市町（8市10町）において開設数654か所、面積1,075.55haとなっています。都市計画区域内人口一人当たりの面積は、14.59m²（全国平均8.9m²）であり、全国7位の整備水準です。



トリムパークかなづ

表3-4-5 県内の都市公園面積の推移



(2) 広域緑地計画、緑の基本計画【都市計画課】

緑は、都市環境に潤いとやすらぎをもたらすとともに、水・大気の浄化機能や動植物の生息地または生育地を確保するなど、自然と人間が共生する生活環境を形成する上で重要な役割を担っており、緑地の適正な保全や緑化の推進、緑の創出に努めることが必要です。

県においては、県内の都市計画区域全域を対象として、広域的観点から緑とオープンスペースの確保目標水準、配置計画などを明らかにした「広域緑地計画」を策定しています。

市町村においては、官民一体となって緑地の保全および緑化の推進に関する施策や取組みを総合的に展開することを目的として、「都市緑地法」に基づく「緑の基本計画」を策定しています。(平成17年3月末現在、勝山市、福井市、越前町、大野市、鯖江市、敦賀市、丸岡町、越前市が策定済)

今後、緑につつまれた県土づくりを実現するため、これらの計画に基づき、公園整備や住民の合意形成を図りながら緑地の保全・緑化を推進していきます。

表3-4-6 風致地区*1の指定状況(平成17年3月末)

地区名	所在地	面積(ha)
福井城跡風致地区	福井市	6.9
足羽川風致地区	福井市	108.8
足羽山風致地区	福井市	194.9

表3-4-7 緑地協定*2(緑化協定)の締結状況

(平成17年3月末)

協定名	所在地	面積(ha)
八幡地区緑化協定	越前市	3.1
福井北インター流通センター緑化協定	福井市	10.9
サンライフ東中野緑化協定	坂井町	5.3
パープルタウン黒目緑化協定	三国町	3.8
福井市中央工業団地緑地協定	福井市	16.9
北府地区緑地協定	越前市	3.2
三国町安島緑地協定	三国町	12.5

*1 風致地区：都市計画法に基づき、都市における樹林地等の良好な自然的景観と、それと一体になった史跡名勝等を含む区域の環境を保全し、良好な都市環境を維持することを目的として定める地区です。

風致地区内における建築物や工作物の建築、宅地の造成および木竹の伐採等の行為に対しては、福井県および福井市の風致地区条例で一定の規制を行うことにより、風致の維持を図っています。

*2 緑地協定：都市緑地法に基づき、良好な住環境を創るため、住民の合意によって緑地の保全や緑化に関する協定を締結する制度です。

(3) 開発許可制度による緑地の保全と創出

【都市計画課】

都市計画法に基づく開発許可制度は、宅地開発などの開発行為について、県などが宅地に必要な公共施設が確保されているか等の審査を行い、許可を行うものです。

開発行為の規模に応じて、工場が目的の場合は、騒音、振動等による環境の悪化の防止上必要な緑地帯や緩衝帯を、住宅団地が目的の場合は、開発区域面積の3%以上の公園、緑地または広場を設けることとしています。

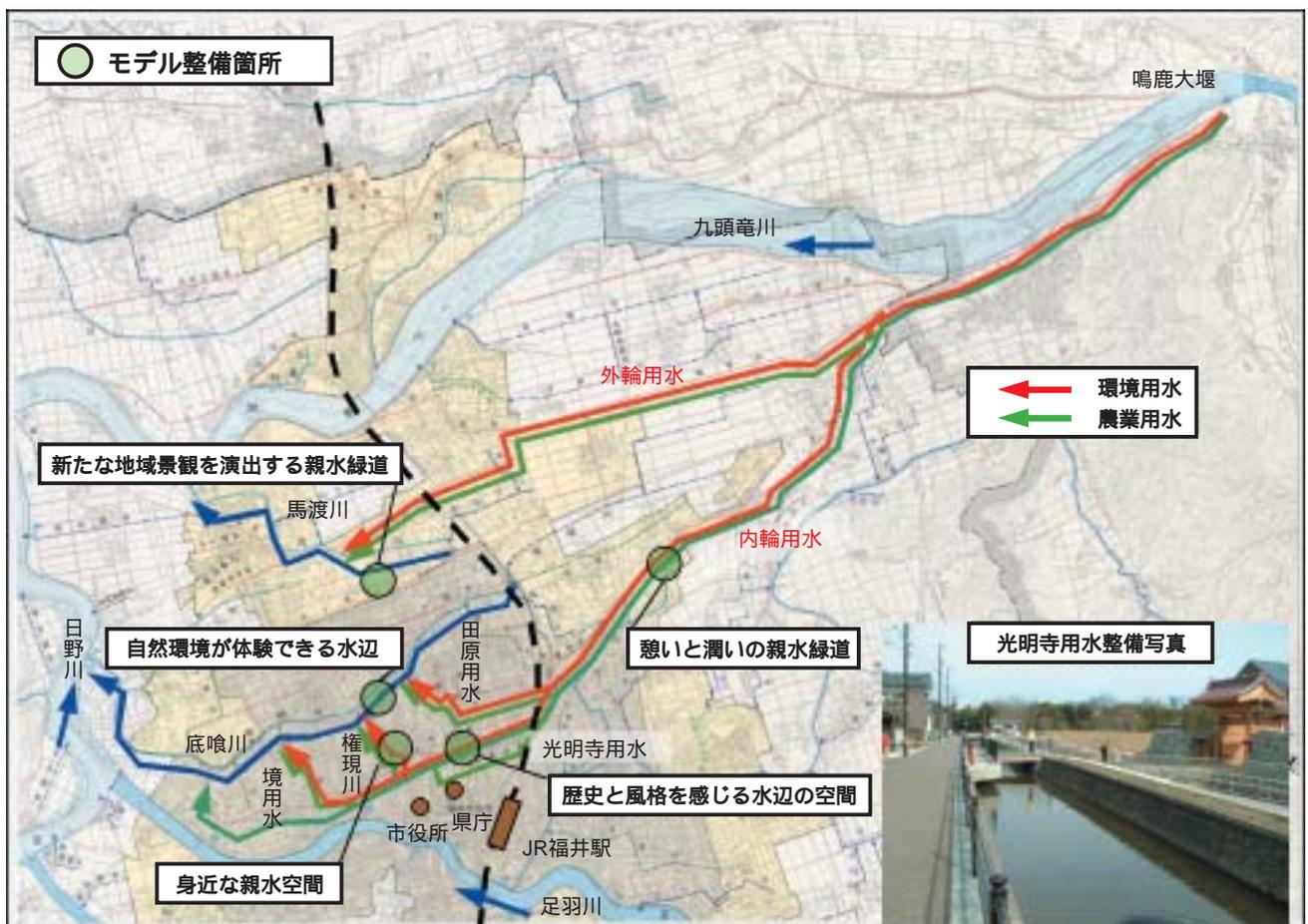
(4) 水と緑のネットワーク整備【河川課】

福井市の中心域には、歴史のある用水路が張り巡らされ、市内の河川とともに、市民が身近にふ

れあえる貴重な水辺として重要な役割を果たしてきました。しかし、近年の都市化の進展や農地の減少により、水路や河川を流れる水量が減少するとともに、水路の埋立てや蓋がけが進むなど、市内の貴重な水と緑の空間が失われつつあります。

このため、九頭竜川から市内の用水路や河川に環境用水を導水することにより、豊かな水量を確保し、身近にふれあえる水辺を街中に取り戻すことや、防火用水の確保などで災害に強い街づくりを進めます。また、モデル箇所を整備を行い、「歴史の風格と自然のやすらぎ 水と緑に彩られた都市の活力・福井の街づくり」を目指します。環境用水の導水については、平成16年度には底喰川を実施しており、平成17年度は馬渡川を予定しています。

図3-4-8 福井市中心域「水と緑のネットワーク整備」全体計画図



3 農村環境の保全【農村振興課】

(1) 自然環境を活かした魅力ある農村環境づくり

農村は、自然の物質循環を基礎とした適切な農業生産活動を通じて、食料の安定供給はもとより国土の保全、水源の涵養、自然環境の保全、良好な景観の形成、文化の伝承等の多面的機能が発揮されており、人々の生活に不可欠なものです。

このため、人々に安らぎを与えてくれる緑豊かな農村環境を創造し、維持・保全していくことは、地域住民のみならず農業・農村にゆとりと安らぎを求める都市住民にとっても極めて重要であり、共通の財産として将来に伝えていく必要があります。

表3-4-9 福井県の農業の多面的機能の評価

機能	貨幣価値(億円)
洪水防止	254
水源涵養	114
保健・保養	200
その他	41
合計	609

(注) 農林水産省農業総合研究所試算に基づき県で算出(H10)

また、農村環境の重要な要素となっている水田、水路、ため池、里山などを生き物との触れあいの場として活用しながら、農業農村や自然環境への関心と理解を高め、将来を担う感性豊かな子供達を育てるため、農業農村の多面的機能の啓発普及に努めています。

(2) 環境との調和に配慮した農業農村の整備

農村は、水田等の農地のほか、用水路、ため池、畦や土手・堤といった多様な環境が有機的に連携し、多様な生態系が形成されてきました。

しかし、近年の開発や整備により野生生物種の個体群の絶滅の危機が危惧されています。

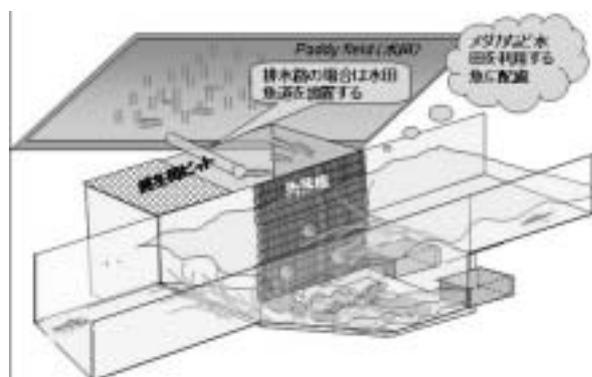
このため、農業・農村の整備においては、可能な限り環境への負荷や影響を回避・低減し、良好な環境を維持・形成しつつ整備を進めています。

また、環境に係る情報協議会を設置し、地域住民、専門家を交えて意見交換会を行い、事業計画を策定しています。

さらに、田んぼや用排水路などに生息する生き物を調査し、環境との調和に配慮した整備手法・工法の検討を行っています。平成16～17年度にかけて、おさかなステーション(農業水路に土砂堆

積が抑制される泥溜柵を設置し生き物の生息場所を確保)を開発し、県内3地区(福井市下荒井町、大野市(旧和泉村)川合、敦賀市筋生野)に設置しています。

ステーション設置後、魚等の生き物が増加していることが確認されています。



おさかなステーション イメージ図

(3) バイオマスの有効利用の促進

バイオマスの利活用については、家畜排泄物対策、食品廃棄物の処理対策、土づくり対策として従来から推進されてきました。さらに圃場で使用される農業用フィルムは、使用済資材の適切な処理を図るだけでなく、使用済資材そのものの減量化を図る必要があることから、バイオマス由来プラスチックによる農業用フィルム等の利用をモデル的に推進することにより、農産廃棄物の発生を抑制し、農村の環境保全を図ります。



バイオマスフィルムすき込み状況